

第3回 学校教育

学校で使う教科書って……

最近、新聞・テレビなどの報道で話題になっている「教科書」について少し考えてみたいと思います。教科書がこんなに話題になったのは珍しいことです。普通、教科書は子どもが学校で勉強するときを使うものというくらいの認識で、とりたてて教科書について考えることはありません。でも、「何を拠り所にしてつくられているのだろう。」「どんな人がつくっているのかな。」「誰がどこでどんなふうを選んでるの。」「その使い方はどうなっているのかな。」などと考えると案外知らないことが多くあります。実は、教科書という視点で学校教育を見てみると、日本の教育の在り方やその特徴が見えてきます。特に大事だと思うところをいくつかあげて、考えてみましょう。

(1) 法的に教科書は

ここでの話題を進める前提として、教科書の法的な位置づけなどをおおまかに整理しておきます。法的には「教科用図書」といいます。今は新学期になると真新しい教科書が全員に配られます。そんなことが当たり前なのですが、筆者が小学生・中学生の頃は本屋さんに行きました。その当時は一人一人が買うことが当たり前だったので。

授業での教科書の位置づけとして、主たる教材として使用することが義務づけられています。ですから、日本では教科書を中心にした授業が行われています。これも日本の教育の特徴の一つです。

学校で使用できる教科書には、検定済みの教科書(検定については後述する)と文部科学省著作教科書というのがあります。さらに、例外的にこれ以外の図書の使用も認められる場合があります。例外として認められているのは、盲学校・聾学校・養護学校・特別支援学級等です。そこでは検定教科書や文科省著作教科書以外の図書の使用が認められています。児童・生徒の特性に応じて教科書を選ぶことができるようになっています。

また、日本の教育の特徴として、義務教育の教科書の無償制度があります。昭和37年に教科書を無償にする法律が成立し、翌38年度の1年生から教科書が無償になり、昭和44年に義務教育の無償で給付することが完成し、現在に到っています。

(2) 教科書編集の拠り所は

さて、「教科書は何を拠り所につくられているのか。」ということから考えてみましょう。小学校、中学校、高等学校、いずれの校種の教科書も、すべて文部科学省が示した学習指導要領を拠り所にしてつくられています。その学習指導要領には、全国どの地域に住んでも同水準の教育をうけることができるように、つまり教育の公平性を確保するために各教科の指導目標とその内容が学年ごとに細かく示されています。教科書の編集をする際には、この学習指導要領に示された目標と内容を段階的にしかも効果的に学ぶことができるようにつくられます。

学習指導要領には、目標と内容は示されていますが、学ぶ方法や教材は示されていません。したがって、同じ教科の教科書でも会社によって、学ぶ順序や教材は異なります。ここにそれぞれの教科書会社の特色が出ます。

余談ですが、学習指導要領は大型書店に行けば、コーヒー一杯分程度の値段で誰でも手にいれることができます。

(3) 教科書の編集は誰が

次に「どんな人がつくっているか」ということを考えてみましょう。教科書の編集そのものは教科書会社の編集部が担当しますが、その編集に具体的にかかわるのは、その教科を専門に研究している大学の先生や学校で実際に授業している現職の先生方です。学問的な立場の方と実際に指導をしている立場の方が、時間をかけて十分な議論を重ねながら智恵を出し合ってつくります。教科書会社や教科にもよるのですが、全国のたくさんの先生方が編集にかかわっています。どの教科書にも最後のページには、編集にかかわった方の名前が載っていますので、手元に教科書があれば見ていただくとよいと思います。国語の教科書編集には著名な作家、理科などでは有名な宇宙飛行士の名前もあります。

ちなみに、オランダやフィンランドの教科書も見ましたが、日本の教科書は写真も鮮明で、紙質も高級です。印刷技術も高いと思いました。

(4) 教科書の検定というのは

日本の教育の特徴として、教科用図書検定制度というものがあります。各教科書会社でつくられた教科書は、《教育の機会均等》《教育の水準の確保》《公正中立で適正な教育内容の確保》ということで、学校で実際に使用する際に、適切なものかどうかという審査を受けなければなりません。この審査を検定といい、実際には文科大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会の責任において審査します。ここでは、主に学習指導要領を拠り所にして、児童・生徒が使用できるように適切に編集されているかどうかを慎重に審査し、合否を判定します。もし、この検定に合格しない場合は、教科書と使用できないということになります。こうした教科書の検定制度をもうけることで、教育の水準を確保している訳ですから日本の教育の大きな特徴といえます。しかし、この制度があることによって画一的になる面も見られます。

(5) 教科書の選定（正式には教科書採択といいます）は

どの市町村でどの会社の教科書を使うか、その選定をするのはそれぞれの自治体の教育委員会です。公立学校の場合、小学校・中学校が単独に選定することはありません。私立学校の場合は学校長がその責任で選定します。児童・生徒の転校などのことも考慮して、近隣の市町村の教育委員会が同一の教科書を選定する場合があります。ちなみに、高等学校は義務教育ではありませんので、各学校ごとに選定することになっています。

慎重に調査をしながら、その地域の児童・生徒に適した教科書を選定することになりますが、一度選定したら、その教科書を4年間使用することになります。教科書は4年ごとに改訂しますので、教科書の選定も4年をサイクルにして行われます。

(6) 教科書の使い方は

前述したように、主な教材として使用する義務がありますが、実際にはどのように使うかはその教科書を使用する学校や先生に任されています。実際には、教科書に書かれたことを忠実に授業を進める先生、教科書を参考にしながら工夫して授業をする先生等、使い方は様々です。そこにその先生の授業の特徴が出ます。学校では、一般的には、「教科書を教える」のではなく、「教科書で教える」といわれていますが、こ

こに教師の指導への考え方が強く反映されます。教科書をアレンジしながら、自分の工夫を取り入れながら授業ができるようになると一人前といわれるようになります。

教科書があるのは、国語や社会、算数、理科などのいわゆる教科だけです。ですから、これまで道徳などは教科書はなく、副読本といわれるものを使用して学習してきました。しかし、平成27年に学習指導要領の一部改正に伴って、道徳は「特別の教科」に昇格しました。ですから、平成30年からはどの学校でも「特別な教科」という位置づけで、他の教科同様、検定で合格した教科書を使うようになります。

欧米の小学校・中学校の教科書は事典のように厚く、すべてを勉強するのではなく、必要に応じて使うようになっています。そして、持ち帰るのではなく、学校においておくようなシステムになっています。少し横道にそれますが、オランダの学習指導要領は小学校6年間、中学校3年間の到達目標だけが示されています。日本の学習指導要領のように学年ごとにきめ細かく内容を規定していないのです。したがって、それぞれの教科の学び方はとても多様になります。教師の裁量幅がとても大きいといえます。

ですから、教科書も幅広くどんな学び方にも対応できるようにしているのだと思います。こうしたところにも国柄の違いが出ています。

平成10年の学習指導要領改訂で、小学校・中学校・高等学校には、「総合的な学習の時間」という授業が設置されましたが、これは教科ではありません。したがって、教科書はありませんし、使いません。各学校でその内容や方法を工夫して、独自に進めてよいということになっています。目標も内容も方法もすべて学校に任されています。こうした取り組みに先生方の主体性や創造性が発揮されるといいと思います。

教科書という切り口で、日本の教育の特徴を見てきました。どんな制度であってもメリット・デメリットがあります。画一的といわれる面もありますが、どこにいても一定水準の教育を受けられる面もあります。日本の文化と伝統と歴史の中でつくられてきた制度です。教育の実情、児童・生徒の様子を見ながら、みんなこれから教育がよりよい方向に向かうように考えていきたいものです。ここで話題にしたことが、一つでも日本の教育を考えるための参考になれば幸いです。

矢野英明（帝京大学教職員大学院）